

射水市フットボールセンター管理運営業務に係るプロポーザル 募集要項

1 趣旨

射水市では、これまで本市スポーツ推進計画の基本理念「スポーツで創る 笑顔 感動 さらさら射水」のもと、スポーツ施設を整備し、射水ベイエリアの観光資源と連携を図り、観光振興や交流人口の拡大を図ってきました。

北陸新幹線開業や富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟から6年を迎え、日本のベニスと称される内川や立山連峰、新湊大橋、帆船海王丸などの絶景が一望できる海王丸パークに加え、シロエビ、ベニズワイガニなど新湊漁港で獲れる豊富で新鮮な海の幸など、ベイエリアが持つ地域資源が益々着目され、ホテルや民泊施設が相次いで進出するなど、市外からの資金を稼ぐ絶好の機会を迎えつつあります。

現在、本市では国の地方創生拠点整備交付金を活用し、「スポーツ施設を核とした地域活性化事業」を進めており、事業の核となる施設として整備を進めている射水市フットボールセンターでは、官民協働でローカル5G環境を活かした人の流れを呼び込む、魅力溢れる一大スポーツエンターテイメント空間を創出し、本市の認知度・ブランド力の向上、国内外からの長期滞在型の合宿誘致及び全国大会開催等による交流人口の拡大を図ることとしています。

施設の基本方針及び業務の目的を的確に把握し、全国の施設運営を通じて蓄積された民間事業者のノウハウや人材等を活用した新規施設の立上げや、将来に渡り安全で快適、かつ、利便性が高い魅力的な施設としての管理業務及び各種大会や合宿の誘致、各種イベントを通して新たな人の流れを呼び込む業務を遂行できる候補者を選定するため、提案の募集を行います。

2 対象施設

(1) 名称

射水市フットボールセンター（以下「施設」という。）

※現在建設工事中。令和4年5月開業予定。

(2) 所在地

富山県射水市海竜町23番1

(3) 施設概要

- ① 建物の構造 クラブハウス(鉄骨造)、屋根付きフットサル場(鉄骨造)
- ② 敷地面積 約32,649㎡(予定)
- ③ 建物面積 クラブハウス579㎡、屋根付きフットサル場1,125㎡
- ④ 施設内容 人工芝グラウンド2面(多目的利用可、夜間照明設備、防球ネット)、屋根付きフットサル場1面(多目的利用可)、クラブハウス1棟(休憩ロビー、事務室、審判控室(2室)、ロッカー室(8室)、シャワー室(6室)、トイレ(多目的トイレあり)、倉庫2室、屋上観覧デッキ、エントランス広場、駐車場(小型:165台、大型:8台)
防火水槽(V=40t)

3 条件等

(1) 申請資格（施設管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人、共同事業体その他の団体とし、個人による申請はできません。

- ① 本施設に類する施設の管理運営又は指定管理者としての実績を有すること。
- ② 業務委託期間中、安定的に管理運営することが可能な実施体制、経営基盤が確保されている法人その他の団体であること。
- ③ 申請する法人等その役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職であるもの。以下同じ。）が、次のア～エのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

ウ 射水市または応募者の主たる事業所の所在する市町村税の滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

- ④ 申請する法人等の役員が次に掲げるア、イのいずれにも該当しないこと。

ア 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）

イ 禁錮以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む。）

- ⑤ 選定後、関係機関及び利用団体等との事前協議等を行い、速やかに業務に着手ができ、長期的に適正な事業運営ができること。

※ 共同事業体で申請する場合、①についてはいずれかの構成員が、③及び④については、全ての構成員が上記の全要件を満たす必要があります。

※ 施設管理者として選定された場合、申請の時点から施設管理期間の満了まで継続して上記の要件を満たしている必要があります。

(2) 施設管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添業務仕様書参照）

- ① 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 施設の利用受付に関する業務
- ③ 施設の使用料の徴収に関する業務
- ④ その他別添仕様書に記載する業務及び施設の管理に関して市が必要と認める業務

(3) 管理の基準

① 休館日 12月29日から翌年1月3日までの日

② 開館時間 午前9時から午後9時まで

（土曜日、日曜日及び祝日は午前8時から午後9時まで）

③ 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、射水市フットボールセンター条例（令和3年12月議会提出予定）、その他射水市条例・規則を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

④ 適切な個人情報の取扱い

施設管理者は、施設管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号）に基づき、必要な措置を講ずる必要があります。

⑤ 業務の一括委託の禁止

施設管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前協議書を市に提出し、市の承認が得られれば、委託することができます。

なお、施設の使用料の徴収に関する業務については、第三者へ委託することはできません。

⑥ 守秘義務

施設管理者は施設管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。委託業務期間が終了した後も同様とします。

⑦ 情報公開

施設管理者は、施設管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合のために、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき、必要な措置を講じるよう努める必要があります。

(4) 委託契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）

※開業は令和4年5月を予定しています。

(5) 委託料（※修繕費を除く）の上限額

令和4年度～令和6年度 90,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

※契約時の契約金額ではありません。

【参考年割額】

令和4年度 31,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和5年度 29,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和6年度 29,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

- ・申請にあたっては、上記上限額の範囲内で年度ごとの委託料を提案してください。
- ・上記金額には、修繕費は含みません。
- ・光熱水費については年間4,000,000円を想定していますが、実績と著しく乖離した場合には、双方協議の上、対応を検討することとします。

【修繕費について】

- ・修繕費は、年額500,000円を上限として施設管理者に支払います。
- ・1件30万円未満の修繕については、原則として施設管理者が行うこととします。
なお、1件30万円以上の修繕については、市で執行することとします。
※修繕費については、年度終了後精算し、不用額が生じた時は、市の指定する方法で返還するものとします。

(6) 市と施設管理者とのリスク分担

市と施設管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と施設管理者で協議することとします。

項 目		施設管理者	市
施設の通常の維持管理・運営		○	
施設内の設備・備品の維持管理		○	
施設、備品の小規模な修繕（1件30万円未満）		○	
施設、備品の大規模な修繕（1件30万円以上）			○
施設管理者が自ら調達した備品の修繕等		○	
施設に係る火災保険への加入			○
施設に係る損害賠償保険への加入※1			○
物価変動に伴う経費の増加 ※2		○	
不可抗力に伴う経費の増加			○
利用者等への損害賠償	施設管理者に帰責事由があるもの	○	
	市に帰責事由があるもの		○
個人情報の漏洩（施設管理者の故意又は過失によるもの）		○	
自主事業運営に関するもの		○	
業務終了時の施設の原状復帰及び手続に関するもの		○	

※1 施設管理者が、施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、施設管理者自身で必要な保険に加入してください。

※2 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、施設管理者と市で協議して決定するものとします。

なお、施設管理者が故意又は過失により利用者に損害を与えた場合において、市がその損害を賠償したときは、国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により、施設管理者に対して求償権を行使することがあります。

(7) 定期報告書（月報）の提出

施設管理者は、毎月終了後、市へ定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容）

管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料又は利用に係る収入の実績、施設の保守・修繕状況、光熱水費等の状況、その他報告事項（事故、苦情）

（添付資料）

必要に応じて、資料を添付してください。

② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法等

生涯学習・スポーツ課へ1部提出

(8) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

施設管理者は、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の管理業務の実施状況に関する事項
- イ 施設の利用の状況に関する事項
- ウ 施設の使用料金収入の実績に関する事項
- エ その他施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ 利用者アンケートに関する事項

② 提出期限

毎年度終了後、1か月以内

③ 提出方法等

生涯学習・スポーツ課へ1部提出

(9) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

① 施設管理者の責めに帰すべき事由による場合

当該施設管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、市は施設管理者との契約を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

② 契約が取り消された場合等の損害賠償

前記①により施設管理者との契約が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、施設管理者は、契約取消し等によって生じた損害について、市に賠償するものとします。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他施設管理者及び市の責めに帰すことができない事由により、事業継続が困難となった場合は、施設管理の可否について両者協議の上、市は、施設管理者との契約を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(10) 保険の加入

施設管理者は、自らが負うリスクに対し、必要な保険に適切な範囲で加入するものとします。

なお、保険に加入した場合は、保険契約及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに提出してください。保険契約を更新又は変更した場合も同様とします。

① 火災保険

市は、施設について建物総合損害保険に加入し、保険料を支払います。ただし、施設管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

② 賠償責任保険

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の平成23年度制度改正により、すべての施設管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになりましたが、施設管理者の自主事業による活動は対象外となります。そのため、施設管理者独自で保険に加入するなど、施設管理者による損害賠償の履行を確保する必要

があります。その他、施設管理期間中に必要な保険については、適宜施設管理者自身で加入してください。

全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

(11) 施設管理者による自主事業等の提案

施設管理者は、施設の管理運営業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、実施できる事業は、「自主事業に関する提案書」を市へ提出し、市の承認を得たものに限ります。

なお、自主事業を実施する場合には、次の点に留意してください。

- ・ 自主事業の内容が、施設の設置目的に沿ったものであること。
- ・ 事業の実施に当たって、他の利用者の支障とならないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 自主事業を行う場合においては、施設の使用料は市に支払うこと。

(12) 施設の優先使用

本市における公の施設は、災害発生時において、避難場所、物資集配拠点等として重要な役割を担うことが想定されています。災害時に市が緊急に避難場所として施設を使用する必要があると認めるときは、施設管理者は市の指示に基づき、優先して避難者を受け入れてください。

(13) 地域団体との連携

施設管理者は、(公社)富山県サッカー協会、射水市サッカー協会及び各種スポーツ団体と連携を図りながら、事業展開を図るとともに、本施設の特徴であるローカル5G、AIカメラの機能を生かした魅力的なコンテンツを提供するため、射水ケーブルネットワーク(株)をはじめ各種団体と連携を図ってください。

(14) 地方創生の取組

地域資源を活用して、新たな人の流れを呼び込むなど賑わいを生み出す事業を企画し、地域団体と連携してその実現に向けた活動を行うこと。

4 応募・選定手続

(1) 募集

① 募集要項公開開始日

令和3年10月29日から

② 入手方法

射水市ホームページからダウンロードすること。

※参加に係る様式はすべてホームページに掲載

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書（様式第1号）

イ 事業計画書

ウ 収支計画書

エ 納税したことを証明する書類（滞納がないことを証明する書類）

※市税、県税及び国税。法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等にあつてはその代表者について、提出してください。

オ 誓約書

カ 代表者等の名簿

（「射水市の公の施設の管理の業務から暴力団排除に関する合意書の取扱要領」に基づき、代表者・役員の役職、氏名、住所、生年月日を記載した名簿を提出してください。）

キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3か月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）

コ ケの書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

シ 類似施設の管理実績がある場合には、その内容が分る書類（過去3か年程度の主なもの）

ス 共同事業体として申請する場合は、共同事業体の全ての構成員及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類

セ 申出団体概要調書（様式第2号）

ソ その他市が必要と認める書類

※ 共同事業体として申請する場合、全ての構成員について、上記キ～シのうち該当する書類を全て提出すること。

② 提出部数 正本1部、副本10部（申請者名を記載しないもの）

③ 提出先及び提出方法

以下の提出先に持参又は郵送で提出してください。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

（提出先）

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話：0766-51-6637、FAX：0766-51-6663

④ 提出期間

- ・ 令和3年10月29日午前8時30分から令和3年12月17日午後5時まで
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(業務受託候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、業務受託候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(業務受託候補者の選定後の著作権)

業務受託候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権は、業務受託候補者に選定された時から市に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出及び差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は射水市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等不開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に電子メール(又はFAX)により、質疑書(様式第3号)を提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名(共同事業体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・ 提出された質問及び質問への回答を市ホームページに掲載します。

② 質問受付期間 令和3年10月29日から令和3年12月10日午後5時まで

③ 質問への回答日 随時

(4) 現地説明会の開催について

必要に応じて開催しますので、参加希望の方は、令和3年11月30日までに末尾の問い合わせ先へ応募・現地説明会参加申込書(様式第4号)を提出ください。なお、説明会への参加の有無は、選考に当たって考慮しません。

① 日時 別途案内

② 場所 現地又は射水市役所

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

施設管理者の選定に係る審査については、有識者及び市職員で構成する選定組織を設置し審査を行う。提案者が1者であっても審査を行う。ただし、業務受託候補者としての選考の可否は最終的な評価点の合計を加味した上で決定します。

なお、この際の価格提案に関する評価点は一律満点とします。

審査は、12月27日に行う予定で、非公開とします。

② プレゼンテーション

企画提案内容を説明するプレゼンテーションについて下記のとおり実施します。

ア 実施日時及び場所

参加事業者に改めて通知します。(令和3年12月17日を予定)

イ 実施方法

プレゼンテーション20分、質疑20分とします。

ウ 留意点

当日の説明は、申請書に記載した内容のみとし、それ以外説明は認めません。

③ 審査基準

審査に当たっては、次の審査基準に基づき採点し、その得点が最も高かった者を業務受託候補者として選定することとします。

なお、次の審査基準に基づいた得点の合計点が、満点の6割に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しないこととします。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	配点
1 運営実績	【類似施設の運営実績】 a 類似施設の運営実績は十分あるか。	10点
2 施設の効用の最大限の発揮	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b 施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。	5点
	【サービスの向上による利用者の増加】 a 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。 b 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 c 地域や関係機関等との連携が図られているか。 d 競技の振興を図る取組がなされているか。 e スポーツ教室やスポーツイベントの具体的な提案があるか。	25点
3 地方創生の高い効果の発揮	【地域活性化、市内経済の活性化への取組】 a 地域資源を活用する提案がされているか。 b 市内経済を活性化する提案がなされているか。 c 大規模大会、合宿誘致の提案がなされているか。 d 施設の特徴であるローカル5G、AIカメラを活かした活用策の提案があるか。	25点
4 管理運営経費	【管理運営に係る経費の内容と的確性】 価格提案上限額/見積額×10点 ※上限20点とする。 ※ただし、事業の実施、施設の管理運営にかかる経費の積算が著しく不明瞭の場合は見積額を価格提案上限額と同額とみなす。	20点
5 公の施設の管理を適正か	【安定した基礎能力】 a 団体の経営状況に問題はないか。	

つ確実に 行うための 財産的基礎 及び人的 構成	b 施設管理業務を安定的かつ確実に 行うための経理的基礎を有してい るか。	15点
	【安定した人的管理能力】 a 管理を行うための人員配置、責任体制 及び管理監督体制は適切か。 b 職員の指導育成及び研修体制は整備 されているか。	
	【適切な管理体制】 a 緊急時、災害時等の危機管理体制は 適切か。 b 個人情報の保護について、その重要 性を認識し、対策を講じているか。	
合計		100点

(6) 審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、参加事業者に通知するとともに、本市のホームページ上で公表する予定です。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申立ては一切受け付けません。

5 契約手続き

本業務の業務受託候補者に選定された事業者は、本市と業務内容等について協議のうえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、契約手続を進めるものとします。また、選定された事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者から順次交渉するものとします。

なお、当該年度の予算について議会の議決を得られなかった場合及び否決された場合、その他社会情勢に応じて、契約を締結しない場合又は解除する場合があります。その場合、本市はそれに伴って生じる費用の一切を補償しません。

6 スケジュール

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

令和3年10月29日	募集要項の公開開始
11月上旬～11月下旬	説明会の開催（必要に応じて）
10月29日～12月10日	質問の受付
随時	質問の回答
12月17日	申請書提出期限
12月下旬	業務受託候補者の選定（選定委員会）
令和4年1月	業務受託候補者との協議
協議後	契約締結

7 その他留意事項

- (1) 施設管理期間終了後、若しくは契約取消しにより、次期施設管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供していただきます。

(2) 施設管理者の選定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について

適正な履行の確保を図ることができる範囲において、施設管理業務に伴う雇用に当たっては、市内から積極的に雇用するとともに、修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、市内事業者等の活用に努めてください。

8 配布資料

(1) 射水市フットボールセンター管理運営業務仕様書

(2) 射水市フットボールセンター備品一覧表

(3) 申請書（様式第1号）

一事業計画書、支出計画書、自主事業に関する提案書、誓約書

(4) 申出団体概要調書（様式第2号）

(5) 質疑書（様式第3号）

(6) 応募・現地説明会参加申込書（様式第4号）

(7) 施設平面図

(8) クラブハウス平面図

9 問合せ

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電話：(0766) 51-6637

ファックス：(0766) 51-6663

電子メールアドレス：sports@city.imizu.lg.jp